

平成29年度税制改正 配偶者控除の見直し



平成29年度税制改正で配偶者控除と配偶者特別控除の見直しが行われ、配偶者特別控除は所得控除額38万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限が引き上げられる一方、配偶者控除には納税者本人の収入制限が設けられました。

平成30年分以後の所得税からは本人の合計所得金額が900万円を超えると控除額が減り始め、同1000万円を超えると控除が受けられなくなります。

配偶者の年収 (給与)	世帯主の所得金額 ※カッコ内は、給与収入の場合				控除名
	900万円以下 (1,120万円以下)	950万円以下 (1,170万円以下)	1,000万円以下 (1,220万円以下)	1,000万円超 (1,220万円超)	
103万円以下	38万円	26万円	13万円	0円	配偶者控除
老人控除 対象配偶者	48万円	32万円	16万円		
150万円以下	38万円	26万円	13万円		配偶者特別控除
155万円以下	36万円	24万円	12万円		
160万円以下	31万円	21万円	11万円		
1,667,999円以下	26万円	18万円	9万円		
1,751,999円以下	21万円	14万円	7万円		
1,831,999円以下	16万円	11万円	6万円		
1,903,999円以下	11万円	8万円	4万円		
1,971,999円以下	6万円	4万円	2万円		
2,015,999円以下	3万円	2万円	1万円		
2,016,000円以上	0円	0円	0円		

改正後の配偶者控除と配偶者特別控除の控除額

